

**「食肉衛生検査所BPR支援業務」委託
企画提案競技審査委員会設置要領**

(設置)

第1条 「食肉衛生検査所BPR支援業務」の委託業者を企画提案競技において提案内容の審査、選定等を行うため、審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 提出された企画提案書について、別に定める審査基準に基づいた内容の審査及び最も優れた企画を提案した者の選定。
- (2) その他委員会の目的を達成するための必要な事項。

(委員会の決定等)

第3条 前条の委員会の業務に係る決定等は、委員長及び委員の合議による。

(組織)

第4条 委員会は、別表1に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

ただし、やむを得ない理由により会議の開催ができない場合は、その代理者（補佐）の出席又は関係書類の持ち回りにより会議の開催に代えることができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、審査等の課程において知り得た情報を公表してはならない。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、衛生管理課乳肉衛生担当において行う。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年〇月〇日から施行し、委員会の目的を達したときは、効力を失う。

別表第1（第4条関係）

委員長	衛生管理課長
委員	都農食肉衛生検査所長
	衛生管理課 課長補佐（総括）
	衛生管理課 課長補佐（技術担当）
	衛生管理課 乳肉衛生担当リーダー
	衛生管理課 乳肉衛生担当